

屋久島町ごみ分別表

燃えるごみ

対象となるもの
指定袋に入る可燃のごみ

燃えるごみ袋に入れて曜日を守って出して下さい。

たばこの吸い殻、ぬいぐるみ、木炭
衣料品・靴（金属類を含まないもの）

革製品（金属類を含まないもの）、タム、バスタム、落葉、小枝、箸
串類、木くず、木製品、使い捨てカゴ、鳥の唐揚げなどの骨、貝殻
紙おむつ（汚物は捨てること）

汚れのひどい紙類（油を含んだものなど）

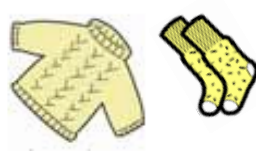
汚れのひどいプラスチック・ビニル類（調味料が入っていたものなど）



たばこ



ぬいぐるみ



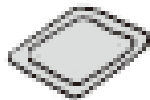
衣料品（金属を含まないもの）



木くず



バスタム



カゴ



鳥の唐揚げなど骨



貝殻



紙おむつ



汚れのひどい紙類



汚れがひどいプラスチック・ビニル類

【注意】

♻️のマークがあるもので、汚れがなく、きれいな状態なものは、紙類として資源回収用袋に入れて出して下さい。

♻️のマークがあるもので、汚れがなく、きれいな状態なもの、または汚れがあっても、水で濯ぐなどして汚れが落ちたものについては、プラスチック・ビニル類として、資源回収用袋に入れて出して下さい。